

平成 29 年度 第4回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時 : 平成 30 年1月 17 日(水) 18:30～20:30
場所 : 総合あんしんセンター 3階 大会議室

目 次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	2

報告事項

高知市介護保険事業計画(平成 30~32 年度)素案

<添付資料>

【案】高知市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画
～ちいきぐるみの支え合いづくり～(平成 30~32 年度)

高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

	所属	役職等	委員氏名
1	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
2	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	北岡 廣明
3	公益社団法人認知症の人と家族の会 高知県支部	世話人代表	佐藤 政子
4	高知市居宅介護支援事業所協議会	会長	神明 泰子
5	一般社団法人 高知市歯科医師会	副会長	高橋 豊
6	公益社団法人 高知県薬剤師会	副会長(高知市 薬剤師会会长)	寺尾 智恵美
7	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
8	NPO 法人高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
9	高知市老人クラブ連合会	会長	西村 和彦
10	公募委員		福島 由紀
11	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
12	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸
13	公募委員		堀川 武志
14	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事兼 事務局長	舛田 郁男
15	公募委員		松村 謙治
16	公益社団法人高知県理学療法士協会	代表理事(会長)	宮本 謙三
17	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史
18	一般社団法人 高知県作業療法士会	理事(事務局長)	矢野 勇介
19	公募委員		山根 喜美子
20	一般社団法人高知市医師会	理事	山村 栄一

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。